平成２３年（フ）第８２２７号
大阪府八尾市本町４丁目９番12号　コーポ藤202号、前住所大阪府八尾市恩智北町１丁目13番地　川崎文化西106号
債務者　保平　智子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０５号
長崎県長崎市東山手町12番18号、旧住所長崎県西彼杵郡長与町岡郷66番地67
債務者　増丸　久信
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５２８号
長崎県長崎市三原１丁目27番43号　森川アパート202号
債務者　坂口　友子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５８８号
東京都北区浮間５－１－18　レオパレスソレーユⅡ－107、申立時の住所北海道北広島市大曲並木２丁目３番地１　サーム広島インター502号
債務者　渡邉　　賢
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９８３号
札幌市中央区南１条東７丁目１番地２　オーケービル403号
債務者　澤田　宏美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１３８号
札幌市清田区北野４条５丁目８番18号　興伸ビル306号
債務者　石田さおり
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２０１号
札幌市南区石山２条６丁目１番35号
債務者　齊藤　織江
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２２９号
札幌市東区北44条東14丁目４番25号　憩いの家、申立時の住所札幌市北区篠路９条６丁目２－３　五稜会病院
債務者　中見　誠司
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２３３号
北海道石狩市花川南２条２丁目56番地
債務者　久保　法子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２３６号
札幌市白石区南郷通15丁目南１番25号　ティアナビル403号
債務者　奥　亜由美
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２３８号
札幌市西区山の手１条１丁目３番34－402号
債務者　吉田　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２３９号
北海道恵庭市有明町５丁目２番10号
債務者　乃木田　猛
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２４１号
札幌市厚別区もみじ台西４丁目２番25－407号
債務者　竹内　正弘
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８号
北海道紋別市大山町１丁目14番地の10
債務者　石井　博之
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第４１０号
群馬県高崎市上並榎町604番地１　ドルフィン上並榎５－103
債務者　和田　善昭
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４９９号
埼玉県羽生市東８丁目15番地11　堀越アパート東
債務者　田村　奈々
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２１３号
千葉県山武郡大網白里町みずほ台３丁目22番地３
債務者　山中　弘美（旧姓土井・中島）
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係